

## (別表 1)

## 事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

## 1 現状

## (1) 地域の災害リスク

(洪水：上富良野町洪水ハザードマップ)

上富良野町を流下する河川は次のとおりである。

河川名	水源	流下場所
ベベルイ川	富良野岳	中富良野町に東 8 線北 16 号で流入
ヌッカクシ富良野川	カミホロカメットク	中富良野町に東 2 線北 20 号で流入
富良野川	十勝岳	中富良野町に西 1 線北 20 号で流入
江幌完別川	美瑛町美馬牛の郡界	西5線北27号でトラシエホロカンベツ川と合流
トラシエホロカンベツ川	美瑛町ルベシベ郡界	西 3 線北 29 号で富良野川に合流
エバナマエホロカンベツ川	中富良野町新田中	西4線北26号でエホロカンベツ川に合流
ピリカ富良野川	清富地区上流	旧日新小学校前で富良野川に合流
コルコニウシベツ川	旭野、日新両地区界、コルコニ	西 1 線北 26 号で富良野川に合流
ホロベツナイ川	ベベルイに水源をもち第一安井牧場を経て下流	東2線北19号でヌッカクシ富良野川に合流
デボツナイ川	東中、富原両地区界	東 5 線北 16 号で中富良野町に流入

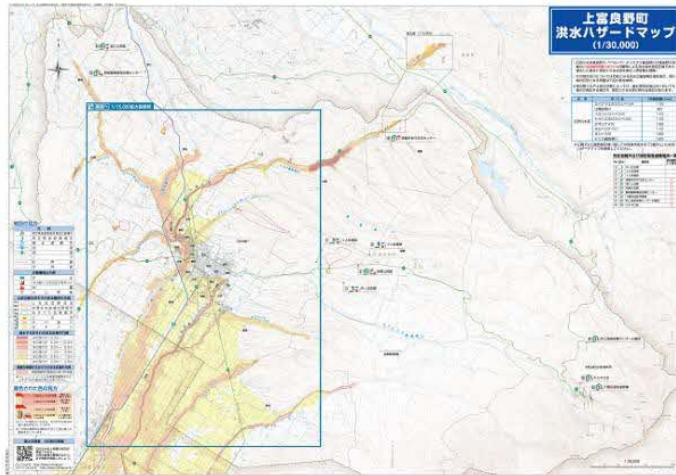
上富良野町では、一級河川である富良野川、ベベルイ川、ヌッカクシ富良野川が水位周知河川に指定されている。これらの川が氾濫した場合の浸水想定区域は、上富良野町洪水ハザードマップによると、国道 237 号沿線は広範囲にわたり 3.0m 未満の浸水想定区域とされており、その多くは田畑である。

夕張山地側の山麓地区（江幌）や、大雪山系十勝岳側の山麓地区（清富・草分・旭野・日の出）は 10.0m 未満の浸水想定区域とされ、小規模事業者は 23 者が該当し、優先して対策が必要である。

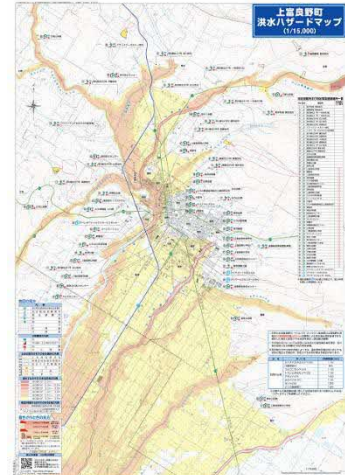
中心市街地をみると 0.5m 未満の浸水域が大半を占めるが、河川周辺の一部地域では 5.0m 未満の浸水想定区域とされており、小規模事業者は 33 者が該当する。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
中心市街地 (北町・扇町・泉町・西町・光町・栄町・中町・ 錦町・本町・宮町・旭町・新町・東町・富町・ 大町・南町・緑町・桜町・向町・丘町)	0.0m～ 5.0m 未満	295
南地区（島津・富原・東中）	0.0m～ 3.0m 未満	12
深山峠地区	0.0m 未満	10
夕張山地側の山麓地区（里仁・静修・江花）	0.0m～ 5.0m 未満	2
夕張山地側の山麓地区（江幌）※貯水池あり	0.0m～10.0m 未満	1
大雪山系十勝岳側の山麓地区 (清富・草分・旭野・日の出)	0.0m～10.0m 未満	22
大雪山系十勝岳側の山麓地区（日新）※ダムあり	0.0m～10.0m 以上	0
十勝岳温泉地区	0.0m 未満	4

町内全域



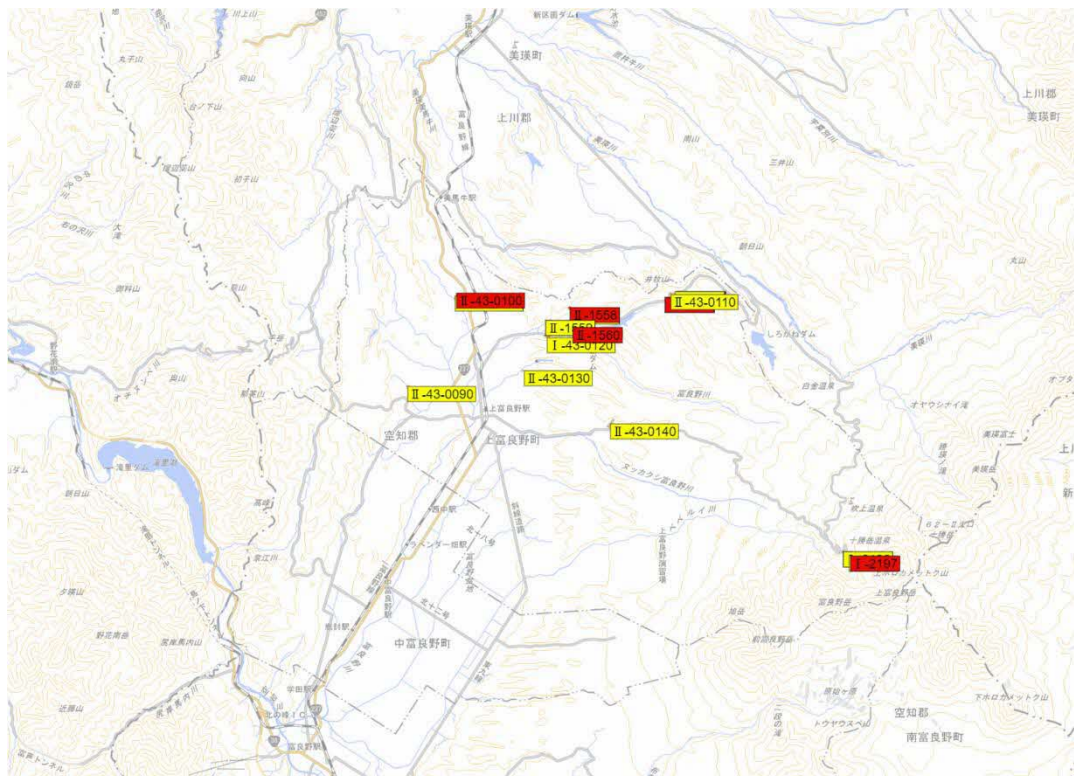
中心市街地



(出典：上富良野町洪水ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、上富良野町の江花地区、江幌地区、草分地区、日新地区、日の出地区、清富地区、旭野地区、十勝岳温泉地区が、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、宿泊業をはじめとした小規模事業者が2者あり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

北海道で想定される「8つの海溝型地震」として地震調査研究推進本部で示されているが、各想定地震における上富良野町における予想震度は、いずれも震度4以下と予測されていることから、上富良野町耐震改修促進計画では、地震被害を想定する対象として、「富良野断層帯」による地震と「全国どこでも起こりうる直下の地震」が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「富良野断層帯」となっており、震度6弱の地震が想定されているが、発生確率はほぼ0%~0.03%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が3%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度3の地震が1回、2018年の胆振東部地震では震度3の地震が1回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0%~0.03%
	東部	7.2程度	ほぼ0%~0.01%

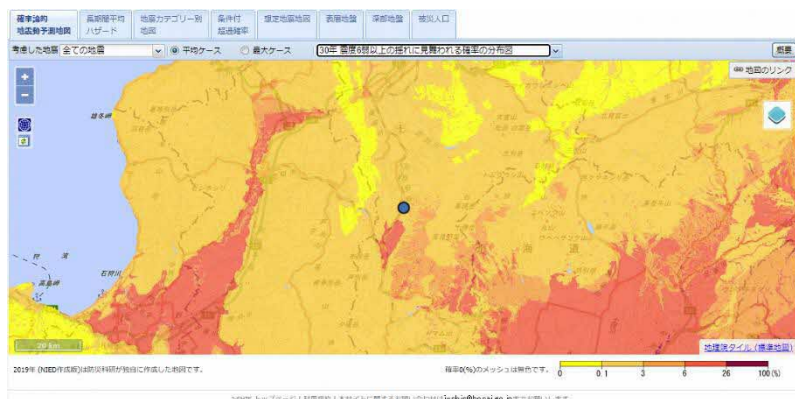
(出典：地震調査研究推進本部)

(断層帯地図)



(出典：地震調査研究推進本部)

(地震発生確率地図)



(出典：地震ハザードステーション)

(火山：十勝岳火山防災協議会)

上富良野町には常時観測火山である十勝岳があり、大正15年、昭和37年、昭和63年と噴火がおきており、中でも大正15年の噴火では大規模な泥流が発生し144人が犠牲になるなど大きな被害もでている。

現在も火山活動は続いており、今後いつ噴火が起きるかわからない状況であることから、全世帯に対し火山防災マップや防災無線戸別受信機の配布、十勝岳噴火総合防災訓練の実施などを行っている。

噴火警戒レベルの規制範囲内にある十勝岳温泉地区の小規模事業者4者は、避難促進施設となっており避難確保計画を作成済みである。

大規模噴火による融雪型火山泥流が発生した場合は、富良野川沿いの山麓部から市街地まで到達する可能性がある。



(出典：上富良野町十勝岳火山防災マップ)

(その他)

当町では、これまでも台風に伴う大雨により、大きな被害が発生している。特に昭和50年、昭和56年、平成23年の被害が大きく、中でも平成23年の台風12号においては、河川の氾濫、道路の損壊、土砂の流出、家屋の床下浸水など、被害箇所二百数十箇所に及ぶ大被害となった。雨量は、昭和56年以来の200mm超を記録した。

なお、上富良野町は内陸に位置し、周囲が山々に囲まれているため、内陸性気候が顕著で気温の日格差、年較差も大きい。年平均気温は6.2℃だが、1月・2月の月平均気温はマイナス10℃近くにも達する。年間降水量は922.2mm、最深積雪は平地で58cmだが、山間部では2～3mにも達する。年間日照時間は1,469.3時間だが、夏期と冬期では、日照時間には大きな差がある。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(箇所)	その他の被害	被害総額
S50. 8.23 24	集中豪雨	台風6号の影響による (23日の降雨量152mm)		倍本地区を中心に浸水被害、農業関係に大きな被害が発生	ヌッカクシ富良野川が決壊		9億 3000万円
S56. 8.4 5	集中豪雨	台風12号の影響による	住宅全壊1棟 一部破損18棟	水稲被害260ha 畑作被害652ha		重軽傷6名 その他施設被害608戸	7億 5977万円
H23. 9.2 3	大雨	台風12号の影響による	住家被害(床下浸水)17戸	農地被害51ha 農業被害259ha 農業用施設被害28箇所	河川被害49箇所 道路被害123箇所 排水路被害32箇所	公園被害1箇所 水道施設被害1箇所 教育文教施設被害1箇所	

(出典：上富良野町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	40	33	町内に広く分散
	製造業	25	24	〃
	卸売業	7	4	〃
	小売業	72	65	〃
	飲食業・宿泊業	97	72	〃
サービス業・その他		163	128	〃

数値は独自データ(実態調査)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
上富良野町防災会議条例	S37. 10	
上富良野町地域防災計画	H26. 3	
防災訓練の実施	R 2. 2	十勝岳噴火総合防災訓練
防災備品の備蓄	H27 ~	備蓄食料5千食、水1万本、毛布6千枚等 (調理が不要な食糧、飲料水、生活必需品、資機材等を備蓄)
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	H26. 8	
避難所運営マニュアル策定	R 2. 5	
新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル策定	R 2. 5	

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
事業継続計画について周知	R 1. 8	会員へチラシ配布
事業継続力支援計画対応	R 1. 10	担当者研修会参加
損害保険への加入促進	R 2. 9	保険会社との加入推進に向けての協議
リスクマネジメント体制構築 オンラインセミナーの周知	R 2. 10	巡回時に会員に情報提供
災害復旧貸付制度の周知	R 2. 11	巡回時に会員に情報提供
防災対策について対応	R 2. 12	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。  
具体的には、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、予防接種の推奨・うがい手洗いの実践、BCPの策定や損害保険への加入など、新型インフルエンザ等の発生時に備えた感染対策が不十分である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	40	33	1	1	1	1	1
製造業	25	24	1	0	1	0	1
卸売業	7	4	0	1	0	1	0
小売業	72	65	2	2	2	2	2
飲食業・宿泊業	97	92	3	3	3	3	3
サービス業・その他	163	128	5	5	5	5	5
合計	404	346	12	12	12	12	12

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域にある56者（想定される浸水深10.0mとされている地区にある23者と、想定される浸水深5.0m未満とされる中心市街地にあるが、河川周辺にある33者）並びに土砂災害警戒区域にある4者を優先し、本計画期間において両地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

上富良野町	上富良野町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数					
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	
建設業	40	33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	25	24	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1
卸売業	7	4	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
小売業	72	65	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
飲食業・宿泊業	97	92	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
サービス業・その他	163	128	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	404	346	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

- ・町、商工会並びに、ふらの農業協同組合北エリア上富良野事務所等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	町が実施する十勝岳噴火総合防災訓練と合わせて年1回実施。 セントラルプラザ（商工会館）は避難所として指定されており、 共同で訓練を実施。
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	上富良野町企画商工観光課商工観光班

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町企画商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。

連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）

③SNS（LINE・メッセージ）

- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・上富良野町災害対策本部の方針に従い、当町企画商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然



災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

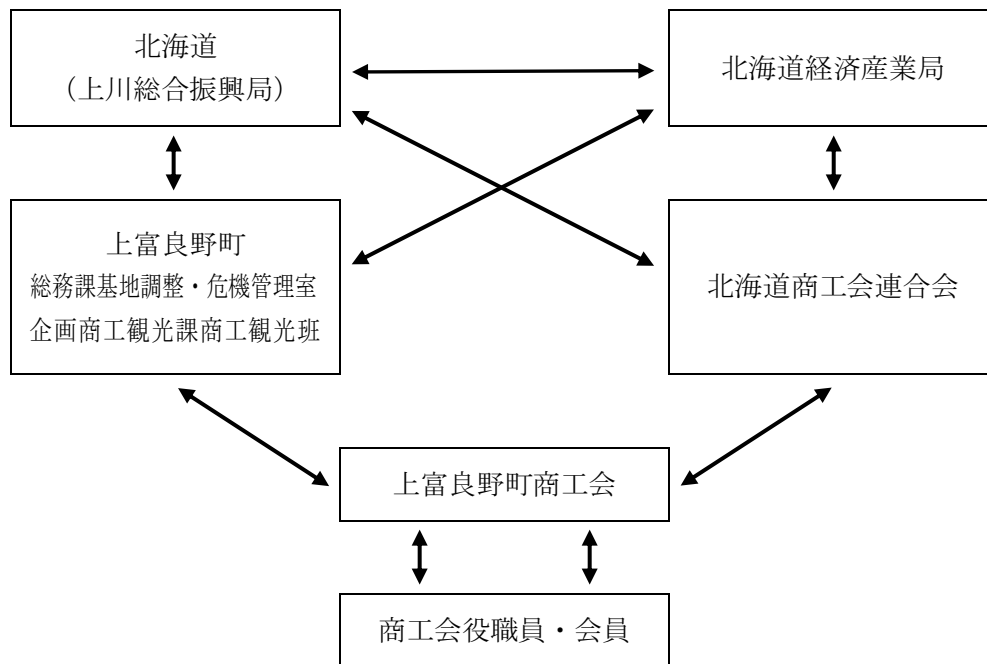
- ・当町で取りまとめた「上富良野町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

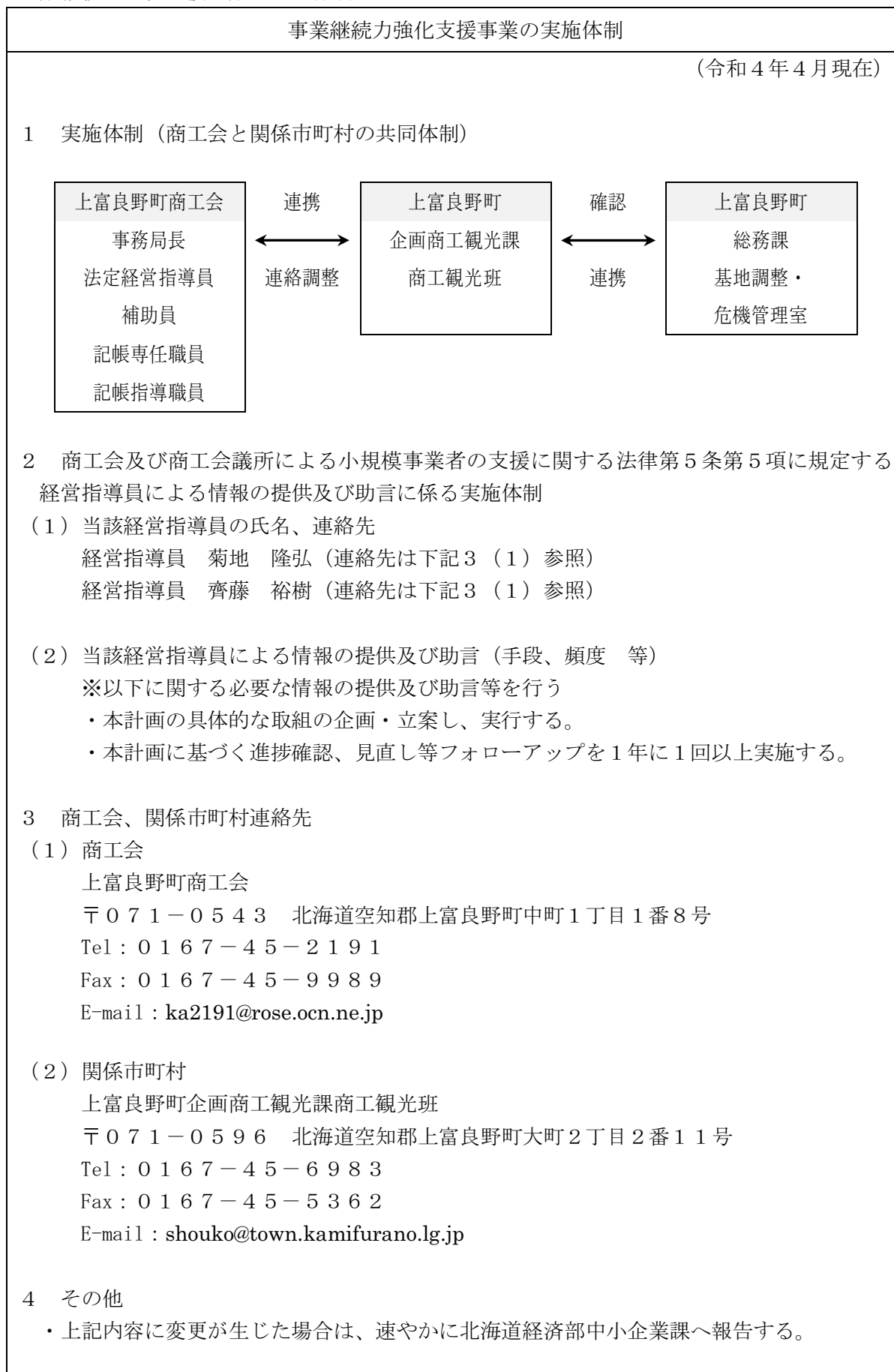
- ・上富良野町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、上富良野町・上富良野町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、上富良野町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること